

議会基本条例各条文比較

【１－１ 目的】

旭川市	この条例は、二元代表制における旭川市議会（以下「議会」という。）及び旭川市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動原則その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、旭川市民（以下「市民」という。）の負託にこたえ、もって市民の福祉の向上及び旭川市政（以下「市政」という。）の発展に寄与することを目的とする。
横須賀市	この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
長野市	この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。
豊田市	この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。
岡崎市	この条例は、岡崎市議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び岡崎市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福祉向上に寄与することを目的とする。
姫路市	この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。
福山市	この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。
久留米市	この条例は、議会の運営及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、議会が担うべき行政監視及び政策立案の役割を果たし、もって、市民福祉の向上及び持続的で活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
長崎市	この条例は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与することを目的とする。
大分市	この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

議会基本条例各市条文比較

【１－２ 基本理念】

旭川市 (基本姿勢)	１ 議会は、市政における意思決定機関として、その責務を果たすものとする。 ２ 議員は、前項の意思決定機関の構成員として、その責務を果たすものとする。
横須賀市	
長野市	議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。
豊田市	議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。
岡崎市	(１) 議会は、日本国憲法第93 条第１項に規定する議事機関として、住民自治及び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。 (２) 議会は、議会及び市長の二代表制の下、市民の代表として、その信託にこたえるものとする。
姫路市	議会は、二代表制の下における議会の役割を踏まえつつ、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映することにより真の地方自治の実現を目指すものとする。
福山市	議会は、二代表制の下、市政における唯一の議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。
久留米市	
長崎市	議会は、二代表制の一翼を担う機関として、真の地方自治の実現を目指すものとする。
大分市	

議会基本条例各市条文比較

【 1 － 3 基本方針】

旭川市	
横須賀市	
長野市	議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 (2) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。 (3) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。 (4) 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。 (5) 議会改革を継続的に推進すること。
豊田市	議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。 (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。 (3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。 (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。
岡崎市	
姫路市	議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。 (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。 (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。 (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。 (5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。 (6) 議会改革の推進に努めること。
福山市	
久留米市	
長崎市	議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。 (1) 本市の意思決定を行う議決機関として、議会の権能を最大限に発揮すること。 (2) 市民に対し、開かれた議会として、情報を積極的に公開し、可能な限り市民の参画機会を保障すること。 (3) 被爆都市として、「長崎を最後の被爆地に」するため、世界の恒久平和実現に向けて取り組むこと。
大分市	

議会基本条例各市条文比較

【 1 － 4 最高規範性・条例の位置付け】

旭川市	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。
横須賀市	この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
長野市	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。
豊田市	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
岡崎市	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
姫路市	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。
福山市	この条例は、議会に関する基本的事項を定めた最高規範として、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。 2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。
久留米市	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。
長崎市	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。 2 前項の規定の趣旨にのっとり、議員の政治倫理、政務調査費、議員定数、議員報酬、議決すべき事件等については、別に定める。
大分市	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

議会基本条例各条文比較

【２－１ 議会の活動原則】

旭川市	議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (１) 常に市民の立場に立ち、<u>市政を監視</u>し、及び評価すること。 (２) 多様な市民意思の把握に努め、議会として政策形成を図ること。 (３) <u>議会としての合意形成</u>を目指して、議論を尽くすこと。 (４) 市民に開かれた、公正かつ透明な議会運営に努めること。
横須賀市	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (１) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に開かれた議会</u>であること。 (２) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて<u>議決権を行使</u>し、市政の運営に貢献すること。 (３) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 (４) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 (５) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。
長野市	
豊田市	
岡崎市	(1) 議会は、行政運営について審議し、及び決定する議事機関としての責務を果たすとともに、その活性化に努めるものとする。 (2) 議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。 (3) 議会は、活発な議会活動を行うことにより、さらなる議会改革に努めるものとする。
姫路市	
福山市	
久留米市	議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に開かれた議会</u>を目指す。 ２ 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。 ３ 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。
長崎市	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (１) 公平性及び透明性を確保し、<u>市民に信頼される開かれた議会</u>を目指すこと。 (２) <u>市民の代表機関</u>として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。 (３) 適正な市政運営が行われるよう、市民本位の立場から市長等による事務の執行を監視し、評価すること。 (４) 言論の府及び合議制の機関として、議員間討議を積極的に行い、<u>議会全体の合意形成</u>を目指すこと。

大分市	議会は、<u>市民を代表する議決機関</u>であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の<u>市政の運営を監視するものとする。</u> 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、<u>市民に開かれた議会</u>を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、<u>市民に分かりやすい議会運営を行うために</u>、大分市議会会議規則（昭和 42 年大分市議会規則第 1 号）、大分市議会委員会条例（昭和 42 年大分市条例第 4 号）、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。
-----	---

議会基本条例各条文比較

【 2－2 議員の活動原則】

旭川市	議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) <u>市民の代表として、広く市政に関し、多様な市民意思の把握</u> に努めること。 (2) 常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得るよう努めること。 (3) 高い志の下、自己の資質を高める不断の努力によって、市政における多様な課題の発見及び解決に資するよう努めること。
横須賀市	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、 <u>議員間の自由な討議</u> を重んじること。 (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、 <u>自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動</u> をすること。
長野市	議員は、地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、 <u>合議制の機関</u> である議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託にこたえるものとする。 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて <u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u> 3 議員は、議会活動について、 <u>市民に対して説明する責務を有する。</u> 4 議員は、議会が言論の場であること及び <u>合議制の機関であることを十分認識し、議員間の討議</u> を重んじなければならない。
豊田市	議員は、議会が言論の府であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。 2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、 <u>市民の代表としてふさわしい活動</u> を行うものとする。 3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、 <u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u> 4 議員は、議会活動について、 <u>市民に対して説明する責務を有する。</u>
岡崎市	(1) 議員は、議会が言論の府であることを認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。 (2) 議員は、 <u>市民に対し積極的な情報の発信</u> を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。 (3) 議員は、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めるものとする。
姫路市	議員は、 <u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握</u> し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて <u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u> 3 議員は、議会活動について、 <u>市民に対して説明する責務を有する。</u> 4 議員は、議会が討議の場であること及び <u>合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論</u> を重んじなければならない。

福山市	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めなければならない。 2 議員は、市民の厳粛な信託にこたえ、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければならない。 4 議員は、自らの議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
久留米市	議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする。 2 議員は、個別的、地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。
長崎市	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (2) 市民の直接選挙によつて選ばれた公職にある者として、倫理を重んじること。 (3) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員間討議を尊重すること。 (4) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査、研修等を通じて、自己の能力及び資質の一層の向上に努めること。
大分市	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしてしなければならない。 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしてしなければならない。 4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

議会基本条例各条文比較

【２－３ 会派】

旭川市	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ２ <u>会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。</u> ３ 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。
横須賀市	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ２ 会派は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</u> ３ 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて<u>他の会派と合意形成</u>に努めるものとする。
長野市	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ２ 会派は、<u>基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。</u> ３ 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、<u>会派間で調整を行い、合意形成</u>に努めるものとする。
豊田市	議員は、議会活動を行うため、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成</u>することができる。 ２ 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、<u>会派間で合意形成に努める</u>ものとする。 ３ 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。
岡崎市	(1) 会派は、政治的信条、<u>政策等を共有する議員により結成</u>することができる。 (2) 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、<u>会派間の合意形成</u>に努めるものとする。
姫路市	議員は、議会活動を行うため、会派（所属議員が１人の場合を含む。以下同じ。）を結成することができる。 ２ 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。 ３ <u>所属議員が３人以上の会派を交渉団体とする。</u> ４ 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、<u>必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成</u>に努めるものとする。
福山市	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ２ 会派は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</u> ３ 会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、<u>会派間で調整を行い、合意形成</u>に努めるものとする。
久留米市	議会の会派は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し</u>、相互に研さんして活動する。
長崎市	議員は、<u>政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成</u>する会派を結成することができる。 ２ 会派は、政策決定、政策立案、政策提案等に際して、議論を尽くし、その意思を表明することができる。
大分市	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ２ 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、<u>必要に応じて合意形成</u>に努めるものとする。

【 2－4 説明責任】

旭川市	議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【 2－5 議決責任】

旭川市	
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【 2－6 議長の責務】

旭川市	
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。
姫路市	
福山市	
久留米市	議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【３－１ 議会運営の原則】

旭川市	
横須賀市	
長野市	議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 ２ 議会は、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。 ３ 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。 ４ 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
豊田市	議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 ２ 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。 ３ 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 ４ 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 ５ 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。
岡崎市	議会は、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとする。 議員が市民全体の奉仕者であることを深く認識し、本市議会が平成２年６月に定めた岡崎市議会議員政治倫理要綱を遵守するよう規定するものです。 (１) 主義主張を同じくする議員により会派を結成することができます。現在本市議会においては、３人以上の議員により会派を結成することができます。 (２) 政策提言においては、会派内で十分な協議・調整を行うとともに、議会全体として統一した意思決定を行う際は、各派代表者会議などにおいて意見の調整を行い、合意に努めます。 地方自治法第100 条第14 項により、市が定める条例により、政務調査費を交付することができます。本市も条例を制定し、政務調査費の交付を行っており、その結果について、収支報告書を作成し、領収書の写しとともに議長に提出しています。
姫路市	議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。 ２ 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。 ３ 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。 ４ 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。
福山市	議会は、市の基本的な政策決定、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、合議制の機関として円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。 ２ 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするよう努めなければならない。 ３ 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【 3－2 委員会】

旭川市	
横須賀市	議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第 109 条から第 110 条までに規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。 (1) 総務常任委員会 (2) 生活環境常任委員会 (3) 教育福祉常任委員会 (4) 都市整備常任委員会 (5) 予算決算常任委員会 3 議会は、第 1 項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。 4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。
長野市	常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。
豊田市	
岡崎市	(1) 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。 (2) 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。
姫路市	議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。 2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 0 9 条から第 1 1 0 条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。 6 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、姫路市議会委員会条例（昭和 5 2 年姫路市条例第 3 0 号）の定めるところによる。

福山市	議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。 2 委員会は、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。 4 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 5 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。 6 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。 7 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。
久留米市	委員会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
長崎市	
大分市	議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。 2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

議会基本条例各条文比較

【 3 － 3 調査活動】

旭川市	
横須賀市	
長野市	
豊田市	議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。
岡崎市	議会は、市長等の事務が、適正に執行されているかについて、必要に応じ、検査、調査等を行うことができるものとする。
姫路市	
福山市	議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例条文比較

【 4－1 委員会等の公開等】

旭川市	
横須賀市	
長野市	議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。 2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。
豊田市	議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。
岡崎市	
姫路市	議会は、委員会又は協議又は調整の場を原則として公開する。 2 議会は、会議等の傍聴人に対して議案の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例条文比較

【４－２ 広報広聴機能】

旭川市	議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広聴広報機能の充実に努めるものとする。 ２ 広聴広報機能を効果的に発揮するため、議会に広聴広報委員会を置く。
横須賀市	
長野市	議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。
豊田市	議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。
岡崎市	議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実により、市民に対する説明責任を果たし、その信託にこたえるものとする。
姫路市	議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。
福山市	議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。
久留米市	議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。
長崎市	
大分市	

議会基本条例 条文比較シート

【 4－3 市民との意見交換】

旭川市	議会は、政策形成に市民意思を反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。
横須賀市	
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例条文比較

【４－４ 市民参加及び市民との連携】

旭川市	
横須賀市	議会は、市民との懇談会、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。
長野市	議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 ２ 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 109 条、第 109 条の 2 及び第 110 条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第 100 条の 2 の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとする。
豊田市	議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 ２ 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用に努めるものとする。
岡崎市	
姫路市	議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の意思の把握に努めるものとする。
福山市	議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。 ２ 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。
久留米市	議会は、市民参加型の議会を目指し、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。 議会は、法第 100 条の 2 の規定による専門的知見を十分に活用して、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
長崎市	議会は、参考人制度等を積極的に活用し、市民等の意見を聴くよう努めなければならない。 議会は、市民の多様な参画機会の創出に努めなければならない。 議会は、必要な政策立案及び政策提案により、住民自治の発展に努めなければならない。
大分市	議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

議会基本条例条文比較

【４－５ 情報公開】

旭川市	議会は、積極的に市民に対する情報の発信及び市民との情報の共有に努めるとともに、市民に対し、十分に説明責任を果たすものとする。 ２ 議会は、本会議、委員会等を原則として公開する。
横須賀市	議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 ２ 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 ３ 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 ４ 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。
長野市	議会は、<u>長野市情報公開条例</u>（平成 13 年長野市条例第 30 号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等議会が保有する情報の提供に努めなければならない。 ２ 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければならない。
豊田市	議会は、<u>豊田市情報公開条例</u>（平成 10 年条例第 34 号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。
岡崎市	議会における会議は、原則として公開とする。 ２ 議会は、岡崎市情報公開条例（平成11 年岡崎市条例第31 号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開する。
姫路市	議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。 議会は、姫路市情報公開条例（平成 1 4 年姫路市条例第 3 号）の規定による公文書の公開請求に適切に対応するものとする。 ２ 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにするものとする。
福山市	議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会が保有する情報の提供に努めなければならない。
久留米市	議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。
長崎市	議会は、すべての会議を原則公開とし、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高めるよう努めなければならない。
大分市	議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。 ２ 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

議会基本条例条文比較

【４－６ 請願と陳情】

旭川市	
横須賀市	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 ２ 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。
長野市	委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。
豊田市	
岡崎市	
姫路市	委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるとともに、議会は、審議の結果について請願者に対し説明するように努めるものとする。 市長等は、法第１２５条の規定により送付を受けた請願について、その処理の経過及び結果の報告を議会又は所管の委員会に対して行うものとする。
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

議会基本条例条文比較

【 4－7 説明責任等】

旭川市	議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。
横須賀市	議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	